

第2回原子力損害賠償制度専門部会議事録

1. 日 時 2015年7月8日(水) 10:00～12:08

2. 場 所 イイノカンファレンスセンター 4階Room A

3. 出席者 原子力損害賠償制度専門部会構成員

濱田部会長、鎌田部会長代理、遠藤委員、大塚委員、大橋委員、加藤委員、
木原委員、崎田委員、清水委員、住田委員、高橋委員、辰巳委員、西川委員、
森田委員、山口委員、山本委員、四元委員

オブザーバー

市川氏、小野田氏、二瓶氏、若林氏、馬場氏

福島県

鈴木副知事、葉坂原子力損害対策課長

内閣府原子力委員会

岡委員長、阿部委員、中西委員

内閣府

森本統括官、田口審議官、室谷参事官、川合参事官、大島参事官

文部科学省

増子原子力課長

経済産業省資源エネルギー庁

島山原子力政策課長

4. 議 題

- 1 原子力損害賠償法が適用された原子力事故及び損害賠償の概要について
- 2 東京電力株式会社福島原子力発電所事故による損害に対する福島県の対応について
- 3 その他

5. 配付資料

- 2-1 第2回及び第3回の予定について
- 2-2 ウラン加工工場臨界事故及び損害賠償の概要
- 2-3 東京電力株式会社福島原子力発電所事故への対応に係る主な経緯
- 2-4 東京電力株式会社福島原子力発電所事故及び損害賠償の概要
- 2-5 東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する指針の策定について
- 2-6 原子力損害賠償法第3条第1項ただし書（免責規定）について
- 2-7 東京電力株式会社福島原子力発電所事故による損害に対する福島県の対応について
（福島県提出資料）

- （参考）
- ・原子力損害賠償制度に関する法令集
 - ・原子力損害賠償について
 - ・エネルギー基本計画（平成26年4月閣議決定）
 - ・中間整理（総合資源エネルギー調査会原子力小委員会）
 - ・（株）ジェー・シー・オー東海事業所核燃料加工施設臨界事故に係る原子力損害調査研究報告書
 - ・東京電力株式会社福島第一、第二原子力発電所事故による原子力損害の範囲の判定等に関する指針等

6. 審議事項

（濱田部会長）おはようございます。そろそろ開始の定刻になりましたので、会議を始めたいと思います。第2回原子力損害賠償制度専門部会でございます。

まず初めに、事務局から資料の確認をお願いいたします。

（大島参事官）資料の確認をさせていただきます。

お手元に本日の議事次第がございますけれども、2番目のところで配付資料といたしまして、資料2-1から2-7までございます。会議の途中でも乱丁・落丁等がございましたら、事務局までお申しつけください。また、参考資料といたしまして、バインダーに入っているもののほか、ジェー・シー・オーの事故に係る報告書、今回の福島事故の件に関する中間指針の冊子を置かせております。

また、前回の議事録につきましては、既に各委員に御確認をいただきまして原子力委員会のホームページで公開をしております。

本日の定足数でございますけれども、ただいま専門委員19名のうち16名の出席となっておりますので、運営規程に定める定足数を満たしていることを確認させていただきます。以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。資料の過不足はよろしいでしょうか。

本日の議題は、この議事次第に書かれているとおりですが、今日は福島県から鈴木副知事と葉坂課長にも御出席をいただいております。東京電力の福島原発事故による損害に対する福島県の対応について、お二人より御説明をいただくということにいたしております。

まず、一つ目の議題、原子力損害賠償法が適用された原子力事故及び損害賠償の概要についてということでございますが、1999年に発生いたしましたジェー・シー・オーの事故及び2011年に発生しました東京電力福島原子力発電所事故の概要、それから損害賠償の概要について、まず事務局のほうから説明をしてもらいたいと思います。よろしくお願いいたします。

(大島参事官) それでは、配付いたしております資料2-1から2-6まで順に説明をさせていただきます。

まず資料2-1、第2回及び第3回の予定についてでございます。

本日の第2回の会合におきましては、先ほど部会長からございましたとおり、ウラン加工工場臨界事故及び損害賠償の概要について説明をさせていただきます。

また、その後、東京電力(株)福島原子力発電所の事故及び損害賠償の概要に関する資料として四つほど説明をさせていただきます。

それから、次回、第3回でございますけれども、若干時間の都合で残されております原子力損害賠償紛争解決センター(ADRセンター)について、また原子力損害賠償・廃炉等支援機構について、それから損害の対応についてということでオブザーバーの方々からの説明を予定してございます。

以上でございます。

では、早速でございますけれども、資料2-2、ウラン加工工場臨界事故について説明をさせていただきます。

まず、1枚めくっていただきまして、ウラン加工工場臨界事故の概要についてでございます。

事故の概要でございますけれども、平成11年9月30日、ジェー・シー・オーの東海事業所におきまして、本来とは違う作業手順による作業を行い、高濃度のウラン溶液を沈殿槽に入れてしまい、結果として午前10時35分ごろ、臨界に達したというところでございます。

この臨界については、その後、約20時間にわたって継続するというので、約1日にわたって事故が継続したというところでございます。

事故発生後につきましては、当時はまだ災害対策基本法に従った対応になってございますので、当時の科学技術庁におきまして災害対策本部、また政府において事故対策本部を設置して対応したというところでございます。

具体的な政府の指示等でございますけれども、夕方午後3時の段階で東海村によりまして事業所から350m圏内の住民避難要請、また夜になりますけれども、茨城県による事業所から10km圏内の屋内退避勧告という対応が行われてございます。

事故の対応を進めた結果、翌朝になりますけれども、臨界状態の収束が確認され、指示が出されておりました屋内退避、更には避難の解除が行われたというところでございます。

事故の影響でございますけれども、環境への影響につきましては中性子線等が出たりしてございましたけれども、その後の評価によって住民の健康及び環境に影響を及ぼすものではないという判断がなされてございます。また、避難をされた方を含めた周辺の住民の方々、また事故の対応に当たられたJCOの社員の方々、また県その他の防災業務関係者664名について、線量評価を行い、その結果についても健康影響が発生する線量レベルではないとされてございます。

下の2ページ目のところで主な経緯をまとめさせていただいております。

続きまして、3ページ目、賠償の全体像でございますけれども、被害の全容といたしましては、残念ながら作業を行っておりました2名の方が亡くなっております。それ以外に経済活動への影響ということで、避難等々が行われておりますので、それに伴う休業による営業損害のほか、いわゆる風評被害というものも発生しているというところでございます。

賠償請求そのものは約7,000件対応されておまして、賠償されている総額といたしましては、約154億円という額に上ってございます。

また、第1回目でも少し説明をさせていただきましたけれども、民間保険での損害賠償措置が10億円という形になっておりました。JCOの資本金が10億円ということで資力が不足するというので、JCOの親会社により、100%子会社でございましたけれど

も、資金的な支援というものが行われて賠償が行われたというところでございます。

全体の賠償に関わる推移でございますけれども、事故直後にＪＣＯでは、相談窓口を設置してございますけれども、賠償がなかなか進まなかったというところもございまして、年末の段階で仮払いというものが行われております。

また、賠償に当たる範囲等を整理するということで、後ほど説明をさせていただきますけれども、原子力損害調査研究会で検討させていただいて、中間的な取りまとめを１２月に、最終的な取りまとめを３月２９日に行っております。

このような動きを踏まえまして、年明けから県、村、ＪＣＯそれぞれで補償金の確定のための窓口が開設されて和解が進められたというところでございます。

それから、原子力損害賠償紛争審査会への和解の仲介の申立てでございますけれども、２件ございましたが、いずれも合意には至ってございません。

また、承知しているところで、裁判請求でございますけれども、訴訟になっているのが１１件というふうに聞いてございます。

具体的な対応でございますけれども、４ページ目、ＪＣＯの対応でございます。先ほど申しましたとおり、事故直後に相談窓口を設置し、更に１２月の段階で「ＪＣＯの補償等の考え方と基準」を提示してございますけれども、残念ながら、必ずしも賠償の手続が進まないという状況がございました。年末に近づいてきたというような状況も踏まえまして、ＪＣＯとして１２月２２日の段階から仮払い申請を受け付け、仮払いとして総額で約５３．６億円、実際に事故の起こった東海村の分としても５．６億円の仮払いというものが行われているところでございます。その下に確定支払いについての表を参考でつけさせていただいております。

続きまして、５ページ目、自治体の対応でございます。まず、東海村でございますけれども、事故の直後に「東海村農産物損害賠償対策協議会」という形で会議を設置させていただいて、関係団体と連携しながら賠償交渉を進めていただいているというところもございまして、仮払いについても、それから確定の支払いについても窓口を開設し、村の職員が陪席をするという形で対応をとられております。

また、茨城県につきましても、１２月でございますけれども、県庁内に「ＪＣＯ臨界事故補償対策室」が設置されまして、同じく仮払い、確定の支払いについての窓口の開設、また必要に応じて県職員の陪席という形で役割を果たされたというところもございまして、

続きまして、６ページ目、政府の対応でございますけれども、先ほど申しましたとおり被

害が大きくなるということもございまして、10月の段階で親会社に対して被害者救済についての支援というものを要請してございます。また、補償の確定に当たり、公平かつ早期の支払いというものも1月に要請をしているというところでございます。

それから、原子力損害調査研究会でございましてけれども、原子力損害に当たるかどうかの相当因果関係等についての認識の共通化を図るため、研究会を設けまして、そこに赤字で書いてございましてけれども、身体の傷害以下検査費用、避難費用等々についての相当因果関係の範囲でございましてか額の算定等について基本的な考え方というものが整理されているというところでございます。

それから、原子力損害賠償紛争審査会についてでございますけれども、先ほど申しましたとおり2件の申立てがございまして、この2件については審査会のもとに小委員会を設置して、それぞれ18回、10回、合わせて28回ほど小委員会を開催しましたけれども、額の算定の主張の隔たりが大きかったということで仲介は打切りになってございます。

それから、裁判関係でございましてけれども、先ほど11件係争があったというふうに申しましたけれども、最後の案件が平成22年5月に結審をしてございます。これを受けまして、審査会は、同年8月に廃止をさせていただいたというところでございます。

最後7ページでございましてけれども、事故後の対応でございましてけれども、賠償法の改正について、第1回でも説明をさせていただきましたけれども、平成11年の段階で原賠法の改正がございました。この段階では、いわゆる発電炉の場合には300億円から600億円までの増額というものがなされましたけれども、政令におきまして、いわゆる少額措置についての改正を12月にしてございます。この中で、JCOのような5%以上の濃縮ウランの加工施設についての損害賠償措置額は、本来であれば10億円から20億円になるところでございましたけれども、今回の事故も踏まえまして、120億円まで引き上げさせていただいているというところでございます。

またその後、平成21年に文部科学省で事故の検討も踏まえまして検討会を設けさせていただきました。必要な法令改正ということで、損害賠償措置額が600億円から1,200億円の引上げに伴いまして、加工施設につきましても120億円から240億円の引上げ、また審査会での指針の策定などについて規定されてございます。

また、一番最後のところにありますとおり、原子力災害対策特別措置法が制定をされたということです。したがって、今回の福島事故につきましても、原子力災害対策特別措置法で対応をしたというところでございます。

また、次のページで、事故当時の JCO の概要等について、資料をつけさせていただいております。

臨界事故についての説明は、以上でございます。

引き続きで恐縮でございます。資料 2-3 から 2-6 まで順次説明をさせていただきますけれども、資料 2-3 につきましては、賠償という観点から今回の事故の対応についての経緯をまとめさせていただいております。

一番左のところ、原子力災害対策ということで避難指示などの政府指示などをまとめさせていただいております。2 番目のところで原子力損害賠償紛争審査会の経緯についてまとめさせていただいております。その隣に賠償に関する動きということで東京電力による賠償金の支払い等について、一番右側に原子力損害賠償支援機構についての経緯をまとめさせていただきましたので、これからの説明で適宜時系列を確認していただければというふうに思っております。

では、事故の概要と損害賠償の全体像につきまして資料 2-4 で説明をさせていただきます。

1 枚おめくりいただきまして、まず地震の概要でございます。細かな説明を省略させていただきますけれども、3 月 11 日午後 2 時 46 分、モーメントマグニチュード 9.0 の地震が起こり、津波は観測されているものでは、岩手で 40 m、それから福島原発のあたりでは 13 m の津波を受けたということで公表されてございます。

ちなみに、福島原発のところの浸水高につきましては、最大で 15.5 m 程度とされております。

発電所の当日の運転状況でございますけれども、福島第一につきましては、1 号機から 3 号機が運転中で、4 号機から 6 号機は定期検査中でございます。特に 4 号機につきましては、燃料が全て使用済燃料プールの中にあったという状況でございました。

また、福島第二原子力発電所につきましては、4 基とも運転中という状況でございます。

事故の経緯でございますけれども、下の 2 ページ目でございます。

地震によりまして福島第一原子力発電所の運転中の 1 号機から 3 号機につきましては、全号機とも自動停止をするというところでございます。しかしながら、送電線からの受電ができなくなったことから、非常用ディーゼル発電機が起動したという状況でございます。

また、福島第二原子力発電所につきましても、同じように自動停止をしてございます。

その後の津波によりまして、福島第一につきましては、6 号機にあります 1 台の非常用デ

イーゼル発電機以外が全て停止をするということで、1号機から5号機については、いわゆるブラックアウト、全交流電源喪失という状況に至っております。

また、福島第二につきましても、1・2・4号機の海水ポンプの運転ができないということで、冷却機能を失ったというところでございます。

このような状況を受けて、福島第一につきまして、原子力災害対策特別措置法に基づきまして緊急事態宣言、それから原子力災害対策本部が設置されております。

その後、21時23分に福島第一の半径3km圏内を避難区域に、3～10km圏内を屋内退避区域に、更に翌日には半径10km圏内の避難区域が順次設定をされているというところでございます。

一方、福島第二につきましても、12日朝、原子力緊急事態宣言が発せられ、同時に半径3km圏内の避難、3～10km圏内の屋内退避が設定をされたというところでございます。

その後、12日に1号機で水素爆発が発生をいたしまして、それを受けた形で福島第二については半径10km圏内の避難、福島第一については半径20km圏内の避難が設定をされてございます。

続きまして、3月14日に、3号機、それから4号機の水素爆発がございましたので、それを受けた形で、3月15日に半径20～30km圏内の屋内退避が設定をされたという経緯でございます。

なお、福島第二については、15日の朝、いわゆる冷温停止となっております。

続きまして、3、4ページでございますけれども、3月16日に政府指示とは別に、南相馬市のほうでは一時避難の要請が行われてございます。

それから、3月17日からのことでございますけれども、放射性物質が出たことに対応いたしまして、3月17日に食品中の放射性物質の暫定規制値、更に19日に水道水の関係の通知、21日以降、農産物の出荷制限等が行われておりまして、4月4日に全体をまとめた形で「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」が決定をされております。

続きまして、4月17日に事故の対応に関して、安定的な冷却状態の確立に向けた道筋ということでステップ1、ステップ2という形で公表されてございます。このような動きの中で、4月22日、福島第一の半径20km圏内につきまして災害対策基本法に基づく警戒区域が設定をされましたので、立入りが厳しく制限をされているという状況でございます。

す。

また、半径20～30km圏内の屋内退避につきましては、新たに計画的避難区域、緊急時避難準備区域が設定をされてございます。この設定につきましては、9月30日に緊急時避難準備区域は解除されたというところでございます。

また、6月16日に特定避難勧奨地点が定められているというところでございます。

4ページ目でございますけれども、5月10日以降でございますけれども、警戒区域などが設定されたことに伴い、一時立入が順次実施されております。

その後、事故の対応が進みまして、7月の段階で、先ほど申しましたステップ1が完了する、また12月の段階でステップ2が完了するという段階に至りまして、その後の措置ということで12月21日に中長期ロードマップが決定をされてございます。

こういうことを受けまして、避難の関係では12月26日に新たな対応ということで、20km圏内の警戒区域につきまして、避難指示解除準備区域、居住制限区域、帰還困難区域という三つの新しい区域を設定してございます。この具体的な見直しの完了につきましては次の年になりますけれども、平成25年8月の段階で見直しが全て完了しているというところでございます。

なお、福島第二につきましては、12月に原子力緊急事態宣言が解除されてございます。

それから、平成24年4月1日、食品に関する新たな基準値が設定をされているというところでございます。

続きまして、5ページには事故の全体の推移につきまして、また福島第一、福島第二の原子炉の状況の推移につきまして6ページにまとめさせていただいておりますので、後ほど参考にしていただければと思います。

また、7ページに当時の政府の体制について、また8ページに今現在の政府全体の体制について資料をつけさせていただいております。

それから、9ページ目から11ページ目でございますけれども、先ほど申しました避難指示の経緯についての資料をつけさせていただいております。

続きまして、12ページ目でございます。原子力損害賠償に係る主な経緯についてでございます。

3月29日に被災者の生活支援を行うため、原災本部のもとに原子力被害者生活支援チームを設置してございます。また、4月11日に原子力損害賠償紛争審査会を設置してございます。

それから、一つ飛んでいただきまして、この紛争審査会では4月28日に最初の指針となります。第一次指針が策定をされ、また、同日に東京電力が「福島原子力補償相談室」という窓口を設置していただいているというところがございます。

それから、5月13日、東京電力からの支援要請を受けた形で政府による支援の枠組みというものを決定させていただいております。これが支援機構の設立につながるというところがございます。この経緯につきましては、次回第3回で細かく説明させていただきたいと思っております。

5月以降、指針を追加的に策定することによって、仮払いが順次行われていくという状況でございます。

続きまして、13ページでございますけれども、6月14日に原子力損害賠償支援機構法が成立をし、機構が設立されるというのが9月でございます。

それから、8月5日、審査会のもとに原子力損害賠償紛争解決センター、いわゆるADRセンターを設置してございます。この設置に当たりましては、7月22日、政令を一部改正いたしまして、審査会のもとに特別委員を置いて和解仲介を行うこととさせていただいております。

ADRセンターにつきましては、平成23年9月1日に東京事務所と福島事務所の設置、平成24年7月に福島県内に支所を設置させていただいて対応しているというところがございます。

それから、8月5日、審査会といたしまして、原子力損害の当面の全体像を示す中間指針を策定してございます。指針につきましては、資料2-5で説明をさせていただきます。

その後、8月5日に仮払法、8月26日にいわゆる除染特措法が成立してございます。

それから、14ページ、平成25年5月29日にいわゆるADR時効中断特例法、また、12月24日に時効特例法が制定をされているというところがございます。この間も、随時指針の追補が策定されてございます。

最後でございますけれども、平成27年6月12日に福島復興の加速に向けての閣議決定をさせていただいております。避難指示の解除、それから損害賠償の方向性についてもこの中で示されております。

続きまして、15ページに紛争審査会について、また16ページにADRセンターについて、また17ページに支援機構について参考として資料をつけさせていただきますが、説明については、また次回にさせていただきたいと思っております。

それから、19ページ、国による仮払いでございます。

平成23年7月に議員立法で、いわゆる仮払法が制定をされてございます。この施行に当たりましては、点線の四角の中に囲ってございますけれども、対象といたしまして、支払いにある程度時間を要するもの、損害を合理的に簡明な方法で算定できるもの、また緊急性が認められ、更には東京電力が求償に応じられるものという考え方にに基づき、福島県、茨城県、栃木県、群馬県における観光業を行う中小企業の方々の風評被害に対して仮払いを行ってございます。

実施状況は、約17億円支払い済みということでございます。20ページの参考資料が法律の概要になってございます。

引き続き21ページ、政府補償契約に基づく補償金の支払いでございますけれども、東京電力福島第一・第二につきましては、それぞれ1,200億円ずつ、政府補償契約が締結されてございますので、合計2,400億円になってございます。補償金の支払いにつきましては、福島第一分につきましては平成23年11月21日に補償金を東京電力に支払っております。支払いが行われたために、補償の復元ということが必要になりますので、平成24年1月に東京電力は1,200億円を東京法務局に供託という形で行ってございます。

一方、福島第二につきましては、東京電力からの補償金の支払い請求を受けまして、27年3月4日に約689億円の補償金の支払いが行われております。また、こちらにつきましても、この689億円分を復元するというところで、新たな政府補償契約を締結して回復をしているというところでございます。

続きまして、22ページ目、時効の特例に関する法律でございますけれども、(1)ADRの関係でございますけれども、和解仲介制度の活用を促進するという観点から、仲介手続中に時効期間が経過しても裁判の解決が図られるようにということで、仲介打切りから一月以内に裁判所に訴えを提起したときには、時効の中断を認めるという形で法律が成立してございます。

また、時効の特例法につきましては議員立法で成立してございますけれども、賠償請求に時間がかかるというような理由から、消滅時効の期間につきまして「3年」から「10年」、また除斥期間の起算につきまして、「不法行為の時から20年」ではなく「損害が生じた時から20年」ということで法律が成立をしているというところでございます。

それから、最後でございますけれども、23ページ目、賠償の実施状況でございます。東

京電力では平成23年4月26日から仮払補償金の支払いが開始されてございます。また、それ以降、農林漁業者、中小企業者に対する支払いというものも進められてきたところでございます。

その後、8月の中間指針を受けて、順次本賠償の受け付けが進められてきたという経緯でございます。

資料の中で集計時点が少し違いますので金額が少しずつ違ってございますけれども、6月26日時点で総額5兆円余りの賠償金が支払われたというところでございます。

24ページ目には、賠償の全体の個人・法人事業者の方々のそれぞれの内訳、また25ページには、これまでの経緯をグラフとして示したものを付けてございます。

また、26ページ目には、現在の東京電力の対応について参考で資料をつけさせていただいてございます。

賠償の概要については、以上でございます。

引き続きで恐縮でございます。資料2-5、原子力損害の範囲の判定等に関する指針の策定についてでございます。

1ページ目に審査会の概要について第1回目でも説明をさせていただいた資料をつけさせていただいておりますけれども、審査会の委員につきましては、能見学習院大学教授を審査会会長といたしまして9名で構成をさせていただいております。

2ページ目でございますけれども、指針の策定に当たりまして、審査会は、これまで40回開催をしております、うち2回は福島県で開催しております。また、指針の策定に当たりましては、関係している自治体、また団体などから被害の状況の説明聴取のほか、委員による現地調査も行われております。

二つ目の丸で指針の位置付けでございますけれども、紛争の当事者による自主的な解決を促進し、被災者への賠償を円滑に進めるために策定するものということで、原子力損害に該当する蓋然性の高いものから順次策定するということです。ここ誤字脱字があつて恐縮でございます。

第一次指針から合計で8回、とりまとめが行われてございます。

また、指針につきましては、次の丸でございますけれども、一定の類型化が可能なものを示すということで、指針に明記されていない損害につきましても、個別具体的な事情に依りて相当因果関係のあるものについて賠償の対象とするよう東京電力に求めているということでございます。

また、指針全体の共通する主な考え方として、ここで4点ほど挙げさせていただいておりますけれども、相当因果関係のある損害というものを原子力損害にしてございます。

また、一つ飛んでいただきまして、今回の場合には、地震・津波による損害との関係がございまして、ここにつきましても、合理的な範囲で原子力損害に該当するか否か、それからその損害額を推認するという考え方を示してございます。

また、損害の算定に当たりまして、被害者の迅速な救済の観点から合理的に算定した一定額の賠償を認めたり、また証明に関して、その証明の程度を緩和するという考え方を示してございます。

指針が策定されている経緯につきましては、次の3ページに書いてございます。

また、今現在の指針の全体をまとめさせていただきますと、5ページに全体像、6ページに風評被害に関する概要をまとめさせていただきます。

指針の内容について、7ページ目から御説明をさせていただきますけれども、指針については、いろいろ政府の指示等々で状況が変わってきてございますので、二重四角の中で具体的にどういう対応が図られてきたのかということに対して、下の四角の中で指針がどのように対応したのかという整理を今回させていただきました。

まず7ページ、政府による避難指示に関連したものでございますけれども、先ほど説明したとおり、平成23年3月に避難区域、また屋内退避区域が設定をされてきております。これに関する原子力損害といたしましては、4月28日に第一次指針をとりまとめておりますけれども、平成23年8月5日に中間指針ということで、放射線への曝露の有無に関する検査費用でございますとか避難費用、また一時立入をした際の交通費等々、それから解除された場合の帰宅費用、続いて8ページで、生命・身体的損害でございますとか精神的損害、それから事業者の関連でございますとか営業損害、また財物に関する検査の費用、それから財物価値の喪失等について指針で対応させていただいております。

また、状況の進展に伴いまして9ページ目でございますけれども、先ほど説明したとおり、9月に緊急時避難準備区域が解除され、また12月に新しい区域の考え方というものが設定をされました。これを受けた形で平成24年3月16日に中間指針の第二次追補ということで避難指示区域についての避難費用等の考え方でありまして、旧緊急時避難準備区域についての解除後の賠償の相当期間の考え方でございますとか、それから、営業損害の中では、いわゆる事業者さんが転業その他で特別に努力をされているというものに対しての損害額の考え方、それから財物価値については、帰還困難区域内の不動産についての減

少率の考え方、全損を認定するというようなものについて定められております。

また10ページ目、平成25年8月に避難指示区域の見直しが完了してございますけれども、これに対応する形で平成25年12月に中間指針の第四次追補が行われてございます。この中で避難等の長期化というものを踏まえた形での避難費用、精神的損害についての考え方を策定してございます。

また、住居の確保が問題になってございましたので、移住をされる際の新たな住居の取得、また帰還する場合の、もとの住居の大規模な修繕、建てかえというものに対応するための賠償の考え方というものが策定されてございます。

また、避難指示解除後の相当期間についての考え方についても策定をされてございます。

11ページ以降、先ほどと同じ資料でございますけれども、避難指示等についての資料を参考でつけさせていただきます。

それから、14ページ目でございます。避難指示のほかにも福島第一・第二につきましては、海、それから空についての禁止区域もあわせて設定をされてございますので、平成23年8月の中間指針の中の営業損害の中で漁業者の方々、また内航海運業者、また旅客船運航業者の方々に対する賠償の考え方というものが設定されてございます。

それから、続きまして15ページ目でございますけれども、農林水産物等の出荷制限の指示への対応でございます。先ほど説明させていただいたとおり、事故後、3月17日に暫定基準を定め、更には農林水産物等々の出荷制限でありますとか、稲の作付制限などの指示がされてございます。これの対応につきましても、8月の中間指針の中の営業損害の中で商品の破棄費用などについての損害でありますとか、それから三つ目の丸でございますけれども、農地や機械の再整備、また除染費用等々についての追加的費用についての損害というものも整理をさせていただいておりますし、また出荷制限の指示に基づいて行われた検査に対する費用などについても損害として策定をしているという状況でございます。

参考資料といたしまして、食品中の放射性物質への基準値の対応について、また17、18ページ目には、平成24年9月の段階でどういう状況であったかということで出荷制限の資料を参考でつけさせていただきます。

引き続きまして、19ページ目、原子力損害の中のその他の政府指示に関する損害でございますけれども、少し誤字脱字がございまして、平成23年3月15日に水道水に関する制限が出されてございます。更に、平成23年3月21日の段階で乳児による水道水の摂取制限に関する通知というものが出されてございます。

また、その後、平成23年4月に学校の校舎・校庭に関する考え方についてが通知されているというところでございます。これについても、平成23年8月に定めた中間指針の営業損害の中で、例えば水道事業者についての代替水の提供の費用でありますとか、それから除染費用、それから校庭・園庭に関する放射線量の低減費用について定めているというところでございます。また、それ以外について検査費用などについても定めてございます。

それから、20ページ目、いわゆる自主的避難についてでございます。自主的避難につきましては、指針におきましては、二重四角の中に二つ分類が書いてございますけれども、一つは事故発生当初におきまして十分な情報がない中で恐怖や不安を抱いて、その危険を回避するという事で自主的に避難をされた方、また②番目といたしまして、事故からしばらく経過した後、いろいろな情報を入手する中で、「被曝」の「曝」が間違っておりますが、放射線被曝への恐怖や不安を抱いて、それを回避するという事で自主的に避難をしているという方々がございます。こういう方々につきましては、平成23年12月の中間指針第一次追補の中で自主的に避難をされた方々、また避難をしなかった方々も含めまして、一括して一定額を算定するという形で定めてございます。

また、特にお子様、それから妊婦の方々に配慮をした賠償額というものも設定をされているというところでございます。

資料といたしまして、21ページに平成23年3月当時の避難者数についての資料をつけさせていただいております。

それから、22ページ目、いわゆる風評被害についてでございます。

風評被害につきましては、中間指針の8月5日の段階でそれぞれの状況の確認をした上で農林漁業・食品産業、観光業、製造業、サービス業につきまして県単位、又、輸出については日本全体といたしまして賠償と認められるものを整理されてございます。

更に、風評被害の状況の確認を進めた上で、平成25年1月の中間指針の第三次追補の中で、例示としては、岩手、宮城における農産物を書いてございますけれども、資料といたしましては24ページ目でございますけれども、審査会の専門委員の調査報告というものを踏まえた形で、追加的に風評被害の範囲を定めさせていただいているというところでございます。

それから、続きまして25ページ目、いわゆる間接被害でございます。間接被害につきましては、第一次被害を受けた者との一定の経済的な関係にあった第三者についての営業損害などについての対応でございます。これにつきまして、23年8月の中間指針におきま

して第一次被害者との取引に代替性のない場合について相当因果関係を認めるという形で設定をされてございます。

続きまして、26ページ目、除染についてでございます。除染につきましては、平成23年8月に定められました、いわゆる除染特措法に従って除染の対象地域というのが指定をされてございます。これにつきましては、法律に従いまして、平成25年12月20日の閣議決定において、その対応についてまとめてございます。具体的には、除染の実施したもの、また計画されているものについての費用について、法律に基づいて復興予算として計上した上で事業実施後に環境省等から東京電力に求償するという形で決定をさせていただいております。

また、それ以外にも、いわゆる個人の方々、除染をしている場合もございまして、そういうものについては中間指針の第二次追補の中で定めさせていただいているというところでございます。

除染に関する資料は、27ページにつけさせていただいております。

それから、最後でございますけれども28ページ目、原子力損害、その他の損害ということで地方公共団体との関係についての整理を少しさせていただいております。また、指針に書かれていない損害というものもございまして、二重四角の中に例示といたしまして個別に賠償されているものについて何点か資料の中に記載をさせていただきました。

説明については、以上でございます。

長くなりまして、すみません。それから、最後に資料2-6、免責規定につきまして第1回会合でも御質問がございましたので、少し整理をさせていただきました。

1枚めくっていただきまして、今回の事故に関する免責規定の適用についてでございます。第1回会合でも説明をさせていただきましたけれども、法律の中の第3条ただし書きの中で「損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じたもの」については、免責を認めてございます。その整理につきましては四角の中に書いてございますけれども、この法律が提出をされました昭和三五、六年当時の国会の審議におきまして、かぎ括弧でくくっておりますけれども、「異常に巨大な天災地変」については、「人類の予想していないような大きなもの」「全く想像を絶するような事態」である」という答弁がなされてございます。答弁の例については、3ページ目に何個か例示をさせていただいております。

この答弁について、原子力事業者には責任を負わせることは余りにも酷な場合にのみ免責を

するという趣旨で理解をしてございまして、したがって、「異常に巨大な天災地変」というのは、「人類がいまだかつて経験したことの無い全く想像を絶するような事態である」というふうに解釈をしてございます。

今回の地震につきましては、当然のことながら、地震の規模、津波の規模も非常に大きかったわけでございますけれども、過去に発生した地震と比較した結果、「人類がいまだかつて経験したことの無い全く想像を絶するような事態」には該当しないというふうに解して、今現在に至っているというところでございます。

参考までに2ページ目に、世界の巨大な地震の規模でありますとか、津波について整理をさせていただいております。地震につきましてはマグニチュード9でございますけれども、津波については、福島第一、先ほど言いましたように津波高さで言いますと13m程度ということになってございます。

それから、3ページ目でございますけれども、昭和三十五、六年当時の国会答弁、また今回の事故に関する答弁といたしまして、平成23年4月の文部科学委員会での答弁を参考までつけさせていただいております。

それから、最後、4ページ目でございます。当時の制定経緯については、昭和32年の段階から原子力委員会で災害補償の検討が進められてございます。その後、部会を設置して検討し、その結果を受けた形で昭和35年3月26日に委員会として賠償制度の確立についての決定をし、またその決定を受けて閣議了解がされてございます。その後、昭和35年5月の段階で法律案を閣議決定して国会に提出させていただき、最終的には昭和36年6月8日に関連している二つの法律が成立をしたという状況でございます。

長い説明になって恐縮でございますけれども、事務局からの説明は以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について若干の質疑をいただければと思いますが、それに先だって前回欠席されておりました委員とオブザーバーの方々から一言いただいて、その後質疑応答に入りたいと思っております。

まず、辰巳委員のほうからお願いいたします。

(辰巳委員) 辰巳でございます。ありがとうございます。

前は、参加できませんでしたので、今日、今思ったことをお話しさせていただきたいと思っております。

今日の御説明の中で、福島への被害に対し大変きめ細かい対応をしてくださっている様子は受

け取れましたが、それでも恐らく被害を受けられた方々にとっては満足を得るということはないだろうと想像します。基本はもとに戻してほしいというのが本音のはずだというふうに思っておりますので。

そういうことで、一つには被害を受けられた方々の暮らしを少しでも取り戻す助けになるには、どうしたらいいのかというふうな目線ということが私の役割かなというふうに思っております。

また、前回のお話し合いではあったのかもしれませんが、今日の御説明からはこういう対応に当たられた方々のことが全然見えてきませんでした。恐らくそれこそ想像を絶する数の方々が関わられたのではなかろうかと思えます。今後このあたりも、できるのであれば浮き出させていただく必要があるのかなと思いました。

あと、たまたま昨日から川内の原発で燃料の装荷が始まっているようですけれども、安倍総理は、「世界で一番安全を確認できているから」と何度もおっしゃって、もう耳にたこができるくらいですが、それで再稼働ということなのですが、それならば、通常、人は相当リスクが低いというか、ほとんど安全だろうと思うと考えます。

そうすると、これは保険の話なんですけれども、そんなにリスクが低いのであれば、保険は本当はそんなに必要がないんじゃないかというふうに考えるのが普通だと思います。ところが保険は必要であろうということで、見直しも行おうということのようですけれども、場合によれば、国民負担の増大ともつながるかもしれないと考えられ、このようなあたりも私の参加させていただく理由かなと思っております。このような視点からも参加させていただければと思っております。よろしく申し上げます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

それでは、西川委員からお願いします。

(西川委員) 福井県知事の西川でございます。よろしくお願いいたします。

第1回会合は公務のため欠席いたしましたので、その際意見書を提出しております。意見書で申し上げたとおり、原子力発電の重要性、必要性については、エネルギー基本計画の閣議決定から1年余りが経過しておるわけであります。今お話がございましたが、川内発電所の再稼働、あるいは我が福井県でも高浜発電所の再稼働、あるいは廃炉、それから40年延長、それから中間貯蔵施設をどうしていくかと、いろいろな課題が前進しつつも並行して今福井県で解決をしなければならない状況であります。こういう中で原子力発電の重要性や必要性などについて、国民の理解が十分に進んでいない状況があると思えます。

2030年の電源構成比率の中で、原子力発電については20%から22%程度とするエネルギーミックスが今年にも決定されるのではないかという見通しではありますが、その比率そのものがなぜそういう比率なのか、その積極的な意義づけはどのようなかなどを明瞭にする状況かと思えます。

本専門部会の固有の課題ではございませんが、原子力発電の重要性、必要性などについて、その方針を明らかにし、国民の理解を得る政府の責任ある発言と対応が是非とも必要ではないか。国民の理解と支持が十分進んでいない、こういうことを思っております。

その上で、今回の原子力損害賠償制度の見直しに当たりましては、被害者の救済・保護の観点から、国策として原子力を推進してきた国が最終的に全責任を持つ仕組みとすることが必要と考えており、今後専門部会での議論の中で立地自治体の立場から意見を申し上げたいと思えます。

なお、今日の御説明を伺っております、これは何十万という人に関わる、あるいは団体、企業などに関わる賠償の問題でもあるし、また一人一人の賠償でもありますが、マクロ的には数兆円に及ぶ金額でありまして、我々の通常の想像とか、あるいは理解から超えておりますので、是非とも個々の人たちから見てどういう大きさなのか、あるいはマクロ的にどのようなかという、それぞれの皆さんの所得とか、あるいはその利害というか、その大きさに対するバランスとかいうんでしょうか、そういう視点も大事ではないかなど、こんな感じを抱きました。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

それでは、森田委員からお願いします。

(森田委員) 森田でございます。今回は海外出張中で欠席いたしまして、申しわけございませんでした。

私自身は、長い間大学で教鞭をとり研究をしてまいりましたが、私自身の専門は広い意味での政治学といいましょうか、行政学、あるいは公共政策について研究をしてまいりました。最近では、中医協、中央社会保険医療協議会の会長を務めていたこともございまして、医療政策、社会保障政策について研究してまいりましたし、現在では国立社会保障・人口問題研究所の所長を務めております。

そういう私がどのような形でこの原子力に関わっているかということをお知らせすると、一昨年ですか、原子力委員会の見直しといいましょうか、新しい組織の再編を行ったとき

の有識者会議の座長を務めさせていただいたわけでごしまして、そのときには原子力の専門家というよりも、むしろ行政制度の専門家という形でそのお手伝いをさせていただきました。そのとき原子力関係のことにつきましては勉強はいたしましたけれども、本来それを専門としているわけではございません。

今日ただいま詳細な報告を伺いまして、被害が広範に及んでいるということと、それに対して非常にきめ細かく救済がなされているということを知ったところでございます。

ただ、国の制度をどうつくるかという観点から申し上げますと、きめ細かい救済ということとは必要ですけれども、それに伴うコストといたしましうか、その負担を誰がどのような形で負うのかということについて制度的にきちんとしたものをつくっておくことが必要ではないかとはではないかと思っております。

甚大な被害が出て、巨額のコストが発生しているわけでごしますので、それを社会全体としてどのような形で負担していくのが望ましいのか。今日、社会保障関係で申し上げますと負担が大きくなり、その負担が、将来の世代に回されていると思っておりますけれども、少なくともこうした負担に関しましては、できるだけそうした形での解決ではなく、現代の世代の中でどのように解決していくかと、そういう視点も重要ではないかと思っております。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。

では、山口委員からお願いします。

(山口委員) 山口でございます。どうぞよろしく願いいたします。

私は、現在東京大学の原子力専攻におりまして、専門は原子炉工学、それから安全性、リスク評価などをやっております。そういう意味で、本日損害賠償についていろいろと御説明を伺いまして大変勉強になったところなんです、一つ残念なのはJCOのときの結果を最初に御説明いただいて、あのときにいろいろな問題点が明らかになったのが本当に真摯に考えられていたのかというところを改めて感じた次第です。

その意味では、この専門部会の役割で私も是非いろいろ貢献したいと考えているところでございますが、まず一つは「被害者の保護」と、それから「原子力産業の健全な発達」という言葉が非常に重たく感じるところです。

それをどうやって達成するかという意味で、今ここの枠組みでは「事業者の責任」と、それから「相互扶助」、それから「国の支援」というような枠組みが出されたわけなんです

が、その責任分担というのが一体どうなるのかと。それは相互に補完できるようなものになっているのかという意味で、一つ私の専門のところで考えますと、リスク評価、あるいはリスクマネジメントによって安全を確保するということが世界のスタンダードになってございまして、その精神として我々が海外からいろいろ学んだところは、そういうリスクマネジメントによってリソースを非常に有効配分して、それによって安全性と経済性というのは両立できるんだと、そういう強いメッセージを受けたと思っております。

その意味で損害賠償についても、今の被害を受けた方々をしっかりと保護するということと、それとあわせて事業者がモラルハザードに陥らないようにしっかりとやっていくという枠組みを是非いろいろ考えてみたいというふうに思います。

それからもう一点だけ考えるのは、事故のコスト、それから防災対策との関係です。今防災対策がなかなか機能していないんじゃないかというような声も聞かれるところですが、もう一度改めてこういう損害賠償を考える上では、防災の視点、それからあるいは賠償限度額などを決める上でどういう現実的なシナリオを考えていくのかと。そういう点が重要なのではないかと思います。

そういう様々な考えられるシナリオをしっかりと頭に描いた上で、あらかじめどのような損害賠償の考え方をとればよいのか。それは実際には恐らく避難とか、それから除染とか原子力災害がどんな様相なのかということと非常に関係してくるものと思いますので、そういうような意味でも是非いろいろと考えた上で意見を申し上げさせていただきたいと思えます。

以上でございます。どうぞよろしく願いいたします。

(濱田部会長) ありがとうございます。

それでは最後になりましたが、J A 全中の馬場参事のほうからお願いします。

(馬場オブザーバー) 前回欠席させていただきました全国農協中央会の参事の馬場と申します。

私も先ほどの御紹介にありました原賠審のヒアリングに出て、農産物の被害に対する早期の賠償をという意見を申し上げたこともあります。当時、出荷制限とかという事態の中で、農産物は毎日収穫せざるを得ないわけですし、乳牛は乳を毎日搾らなきゃいけないわけです。牛は餌を食わせないといけないわけですが、出荷制限とはいえ、そういうコストもかかるわけで、そのためにも農業者に対する迅速な賠償をということを、私はともかくもまずは国にというか、農水省に申し上げました。国でともかく仮払いでもいいからやってくれということを申し上げましたけれども、仮払法ができる前の話でありますので、

実現しなかった。そこで農水省で請求基準と目安を示してもらって、あとは民民でやるということになって、各県の農協中央会に相談して協議会を組織してもらって、各農協から農業者一人ひとりのそれこそ実損、あるいは風評も含めて、損害を取りまとめて、まとめて請求することにしたわけです。損害の証明もこっちがしなきゃいけないという状態でありましたけれども、当時は手探りの中で東電と交渉を始めたということでもあります。

農業者一人一人が請求をするというのは容易なことではないという中で、農業協同組合の組合員として農協がその取りまとめの役割を果たして、そして早期の、ともかくも早い賠償をということで東電に対して、まずは仮払い、それから精算という形を徐々に徐々にくり上げながらやってきたわけであります。

今も福島におかれては、それこそいろいろな面での被害、損害、あるいは追加費用に対する請求をしておりますけれども、今も基準は手探り状態のところがあって、民民で結局最後のところはどこまで東電が見てくれるのかということやらざるを得なくて、我々は日比谷パークの久保利先生を相談役に置いて常に東電と交渉をやっているわけです。県・国など行政の指示などいわば請求基準みたいなバックはあるわけですが、それでも東電はいろいろなことで疎明することをこちらに求めてくるわけです。それはなかなか容易でない部分もいっぱいあるわけで、指針の中でいろいろな範囲を広げていただいたりしましたけれども、大変苦勞をしてきましたし、今も、またこれからもまだ続いているという状態であります。

次回、福島の方といっしょに、また報告をさせていただければと思いますので、よろしくをお願いします。

(濱田部会長) ありがとうございます。

それでは、先ほどの事務局の説明について御質問、御意見等何かございましたら、若干の時間をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

(四元委員) すみません、ちょっと私の基礎的な理解が進んでいなくて。

除染というのは、次回以降また何か別途設けて御説明とかあるか。

(大島参事官) はい。もう少し時間をとって、また必要な説明をさせていただきますけれども。

(四元委員) では、余りここで細かい話。では、すみません、今日は1点だけ、本当に基礎的なところだけ教えていただきたいんですが、さっきの資料2-4の24ページで今除染の賠償合意実績1, 217億円、これは東電が支払ったという。

(大島参事官) これにつきましては、この資料では2015年4月末現在で東電と対象となります被害者等々と合意をしております額でお支払いの手続を進めている額でございます。

ちなみに、除染等については1,217億円というのは、この段階で国が行っている除染を中心に計上されておりますので、これ以外にも今行われている除染の費用というものが。

(四元委員) 一応全部入っている。

(大島参事官) 増えざるを得ないというところで、これはこの時点での額でございます。

(四元委員) 時点としたら、2015年4月だけでも。

(大島参事官) 今後かかる費用の推計は入ってございません。

(四元委員) 入ってなくて、ただ、国がやっているもの。

(大島参事官) この額そのものは国がやった除染の費用が中心となって、今、1,200億円というのが支払われたということになってございます。

(四元委員) なるほど。

すみません、ではついでにもう一つだけ。ちょっとお恥ずかしいんですが、法律がよく分からなくて。

この特措法の44条で国がやったのは、原子力事業者の原賠法の3条1項の規定により原子力事業者が賠償する責めに任ずべき損害に係るものとしてやると。これは特措法で原子力事業者が負うべき費用というのは、原賠法の範囲とイコールなんですか。

(大島参事官) イコールでございまして、第1回目のときに簡単にしか説明してなくて恐縮でございますけれども、特措法に基づいて行われている計画がありますので、その中で行われている国、それから自治体で行われているものについては東京電力のほうに求償するという形で定められております。

(四元委員) それは原賠法に基づいて原子力事業者が負う責任を拡大しているものではなくて全くイコールのものって、そういうことなんですか。法律上のたてつけとしたら。

(大島参事官) はい。

(四元委員) なるほど。ありがとうございます。

(濱田部会長) ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

(加藤委員) 経団連の加藤でございます。

前回の会合におきまして私がお願いしました現行の原子力損害賠償制度の成立の経緯、そして福島第一での事故に原賠法第3条のただし書きが適用されなかった理由について、資

料第2-6でまとめていただきまして、ありがとうございました。この点に関連しまして、一言コメントを申しあげたいと思います。

今回のエネルギーミックスの議論では、引き続き一定規模の原子力を維持していくこととされているわけですが、前回の会合でも多くの指摘がありましたとおり、原子力を維持するためには事業リスクの明確化ですとか予見可能性の確保、これが非常に大事だということであったと思います。

先ほどの事務局の御説明を伺いますと、3条ただし書きの適用はほとんどあり得ないというたてつけとなっているという印象でありまして、免責規定を活用して予見可能性を確保するのは困難なのが現状ではないかという印象を持ちました。

事業者に無過失責任を負わせることはグローバルなスタンダードであり、変えられないということであれば、やはり有限責任化の方向に向けて検討するとともに、国の責任のあり方を見直す必要があるのではないかということを感じた次第です。

それからもう一点、被害者救済の仕組みについてでありますけれども、JCOや福島第一原発の事故に関する事務局の御説明で、被害者救済、紛争解決に当たりましては、国や地方自治体を実質的に相当な関与を行っておられるということが分かりました。

そこで、諸外国の原子力損害賠償制度における紛争解決手続はどのようなものであるのか、あるいは他の分野、例えば公害紛争、消費者保護分野における被害者救済制度、そういったもので議論の参考になるようなものがあれば、今後、教えていただけるチャンスがあるといいかたと感じた次第です。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。今のは一種の御意見、コメントのようなことですが、事務局のほうから何かありますか。

(大島参事官) いただいたコメントについて、諸外国についてもいろいろございます。それから、制度についても昭和三十五、六年当時の原賠法をつくった当時から、紛争処理についてもADRという仕組みが世の中に出てきているとか、それから責任のところについても倒産法以外にも会社更生法というような形で社会環境も当然変わってきてございます。そういう中を少し整理させていただいて説明をさせていただければと思いますので、よろしくお願いたします。

(濱田部会長) ありがとうございました。

まだ御質問、御意見あろうかと思っておりますけれども、今日は冒頭に申しましたように、福島

県のほうからおいでをいただいております。議題2のほうで損害の問題に対する福島県の対応についてというテーマが設定されております。これは大変重要なことですので、まず福島県の対応についてということで御説明をお伺いして、その後御質問等いただく時間を設けたいと思いますが、その際に先ほどの事務局からの説明に対する御質問等、まだございましたらいただければと思っております。そのような形で進めることをお許しいただければと思います。

そこで議題2でございますが、第1回会合で説明がございましたが、原子力損害賠償制度の見直しに当たって、エネルギー基本計画にあるとおり、現在進行中の福島県の賠償の実情を踏まえて総合的に検討を進めるということにしております。

本日は、鈴木福島県副知事にお越しをいただいておりますので、今回の事故による損害に対する福島県の対応について御説明をお願いいたします。

(鈴木副知事) 福島県副知事の鈴木でございます。どうぞよろしくをお願いいたします。

本日は、当県の状況について説明をさせていただく機会をいただきまして、感謝を申し上げます。

それでは、私から資料に基づきまして、資料2-7になりますが、原発事故による損害に対する福島県の対応についてということで御説明をさせていただきます。

ページをお開きいただきまして2ページ目になります。2ページから4ページほど、先ほど国の参事官の方から今回の事故の状況について詳細な説明がありましたので、個別のことにつきまして説明は省略させていただきますが、2ページから4ページ目、これは初期の被害の発生について福島県の視点から見た対応ということで整理をさせていただきますので、参考までに見ていただきたいと思っております。

特にここで申し上げたいことは、震災直後の大混乱の中で僅かな時間に次々と避難指示が拡大をされて、ピーク時に16万人を超える県民の方々が着の身着のまま避難を強いられた、そうした経過を御覧いただきたいと思っております。

事故から約4年4か月を経過して現在もなお約11万人を超える県民の方々が県内外に避難生活をしているというような状況でありまして、そうした事実を重く受け止めていただきたいと思っております。

また、4ページ一番下の段になりますが、事故直後から農林水産・畜産業において出荷制限等による損害が発生しております。また、商工業等において、ある種理不尽とも言える風評被害が生じていることも御確認いただきたいと思っております。

観光の大幅減、それから工業製品に至るまで検査を事前に強いられるというような状況が続いておきまして、事故当初から相当程度の風評被害等が発生しております。

現状におきましても、今、観光でまだ震災前の8割から85%程度にとどまっておりますし、特に子供さんたちの教育旅行、いわゆる修学旅行ですが、震災直後はほとんどゼロまで落ちました。今なお50%を切っております。ですから、まだ半数までお戻りいただいていないということで、そうした観光面での風評等の被害が、非常に厳しい状況が続いているということでございます。

それから米、それから本県の主力果物である桃、それから肉、牛肉等も震災前の9割から8割くらいの価格にとどまっておりますし、依然厳しい状況が続いております。

6ページに飛んでいただきたいと思えます。

事故直後におきまして、当県がどのように損害の対策に取り組んできたかを記載させていただいております。

まず、取組について、4月3日に知事が総理大臣に対して原子力損害に対する緊急要望を実施しまして、以降63回にわたって被害の実態に見合った十分な賠償を行うよう要求・要望活動を実施しているところであります。

それから、4月13日には県としましても専任組織としてチームを立ち上げまして、29日からは職員による電話の窓口を設置しました。5月4日には弁護士による電話相談も開始しております。

電話相談につきましては、本年6月末までに2万件を超える問合せに対応しているような状況でございます。

7ページをお開きください。

6月1日には、部長級の原子力損害対策担当理事を配置しまして、9月1日からきちんと組織立てをしまして、原子力損害対策課、それから賠償支援課という2課を設置しております。

それから7月15日になりますが、全市町村208の関係団体で構成しました福島県原子力損害対策協議会を設立しています。実は、この以前、発災直後から既に主要団体で構成する会議は立ち上げておりますが、県内外からこういった会議、対策協議会に参加をさせてくれというような要望がございまして、照会をした結果、208の団体で、いわゆるオール福島の体制をとったのが7月15日ということでございます。9月2日には、東京で総決起大会をやって、国、それから電力等に要求・要望活動を継続してやっているという

ような状況でございます。

6ページに戻っていただきまして、賠償金の支払開始につきましては、国におきまして内閣府に設置されました原子力発電所事故による経済被害対応本部が、4月15日に緊急措置について決定しまして、東京電力が避難住民に対して当面の資金を賠償の仮払いとして支払うことをしました。4月26日に1世帯当たり100万円の仮払いを開始しております。これは避難指示から既に1か月半余りを経過しており、その請求開始時には、窓口に住民の方が多数集まり非常に混乱をしたというふうになってございます。

1か月半——結構迅速じゃないかと思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、住民の方々は原発の事故後、着の身着のまま避難をしているという関係上、いわゆる当座の生活資金等は持ち合わせてございませんで、非常に生活不安がある中での1か月半ということの状況も御認識をいただきたいと思っています。

地元の金融機関では、通帳なしでも一定額を支払うというような対応をとっていただいたようなこともありますが、やはり当座の生活資金面での不安というのは非常に大きいことでありますので、仮払いまで1か月半というのは、私どもからすれば非常に長い期間だったなというふうに考えております。

7ページ、先ほど中央会の方からも御発言ありましたように、農林漁業、それから中小企業の損害の仮払いが5月31日、6月10日に開始していますが、損害の約2分の1相当額ということで、これも事業者の方々から速度が非常に遅いのではないかと、それから額的にも2分の1程度ということで、相当程度ということで、まだ非常に少ないんじゃないかというような御議論がかなりありまして、私どもも、県議会の中でもそういったことがありまして、県としてもそれに対応するために無利子の資金等でいろいろ対応したというような経過がございまして。

8ページで、こういう経過をたどりながら、仮払いはいわゆる東京電力が自主的に取り組む形で行われてきていますが、9月18日には議員立法により、いわゆる仮払い法というのが施行されて、国による仮払いというのが制度的に可能になってございます。

しかし、9月18日ということで、その後10月5日に東京電力の本賠償の支払が開始されましたので、現実的に仮払い法で対応したのが50件、観光業中心に50件の17億円程度にとどまっているのが状況でございます。タイムラグが若干あったのではないかと、うふうに思っております。ただ、こういった国による制度化というのは、私どもは非常に評価したいというふうに思っております。

7ページに戻っていただきまして、紛争審査会の指針の策定状況であります。先ほど説明されたとおりでございまして、4月11日に審査会が設置され、6月20日に1人月額10万円という精神的損害の賠償の考え方を示した第二次指針追補が策定されています。それから、8月5日に中間指針が策定されて、9月以降、本賠償という形になってございます。

8ページ、避難指示区域外の県民について、精神的損害の賠償というのが県内各地から「なぜ避難地域だけなんだ」と、原子力損害、原子力の被害というのは県内全域に及んでいるはずだし、等しく県民が様々な形で精神的な損害、被害を受けているのではないかというような話がございまして、私どもも国、それから東京電力に要求をしておりました。

12月6日に中間指針の追補が策定されまして、自主的避難に対する賠償の考え方が示されております。

これにつきましては、避難区域は月額10万円ではありますが、自主的避難等対象区域については額も少ないですし、県南、会津、南会津が対象外とされたことについては、県民、それから市町村に混乱や不公平感というのが非常に生じた経過がございまして。

これについて10ページになりますが、特に県南、会津、南会津地方の県民や市町村の不満が非常に大きく、12月22日、それから1月25日に国、東京電力に対して全県民を賠償の対象とするよう活動を実施しております。

結果として、県南地域で子供さん、それから妊婦さんに対する指針によらない賠償を一部勝ち取ったところではありますが、会津地域については賠償の対象とはされず、最終的に国の政策として様々なイメージ、ブランドイメージ等が非常に低下したという中で様々な困難があるということで、政策として会津、それから県南地域に交付金という形で交付されたという実績がありますが、賠償の対象とはされていないというようなこととございまして。

最後にここに書いてありますように、東京電力の賠償状況は約5兆円、うち当県分としては約4兆円ということで、これまでにない巨額の損害が発生しているということは御理解をいただきたいと思います。

12ページになります。

原子力損害の賠償に関する法律の改正について一つお願いしたいのは、被害者の速やかな救済を実現できる法制度が必要であるということとございまして。未曾有の原子力発電所事故直後から深刻な被害が広範囲にわたって発生しております。しかし、先ほど言いましたように、避難者への仮払いが始まったのは、事故から1か月半が経過した4月26日、事

業者に対しては5月、6月ごろまで支払がなされておられません。

更に、これらの仮払いについては、内閣府に応急的に設置されました国の経済被害対応本部の決定に基づいて対応されたところであって、あくまでも東京電力がそれを受けて自主的にやったということで、法的な位置付けが不明瞭なものでありました。

その後、先ほど言いましたように仮払い法の法律ができましたが、この時期には県民の方々の生活不安、それから事業者の方々の資金繰り、そうしたことの厳しさが非常に増しておりまして、先ほど申し上げましたように、県としても融資資金、無利子融資枠の拡大などの施策面で対応しましたが、県の財政力等から考えましてやはり限界がございますし、それから、後ほど申し上げますが、相当因果関係の立証なんかについても、一定の手続が必要な賠償では迅速な賠償がなされないという観点もございますので、そうした仮払いの法的な制度、あわせて政策面でもこれと協調した形で資金面での手当て等も国が強力に前面に立ってやっていただくようなことが重要であるというふうに認識しておりますので、是非とも被害者の速やかな救済を図る損害賠償の仮払いの制度、あわせて国の政策面でのリンケージした対応というのを十分考えていただきたいなというふうに思っております。これが1点目であります。

それから2点目になります。これは13ページに入りますが、賠償されるべき損害の範囲を示す「指針」を定める際には、できるだけ被災地の市町村、住民、関係団体の声を丁寧かつきめ細やかに聞き取るような対応をお願いしたいということでございます。

23年当時は、原子力事故が発生して、非常に混乱の中で審査会が立ち上がって、なるべく早く指針をつくって速やかな賠償ということでもあった、そういった迅速さを求められた経緯もあるので、なかなか致し方ない面もございますが、月額10万円の賠償を定めた第二次指針の追補の策定までに、いわゆる精神的損害です、そこの一番上の表にありますように、そこまでにヒアリングをした県内関係者は4名にとどまっております。それから、自主的避難の賠償を定めたときにも福島市長さん、それから弁護士会、それからNPOの代表という形で3名にとどまっているということで、我々からすれば、もう少し広範囲にいろいろな形で地元の意見というものを聴取いただいたほうがよかったかなというふうに思っております。

審査会が当県で開催されたのも、実は24年になってからです。24年の1月になってから初めて現場で審査会を開催されて、知事、それから被災12市町村の首長等が発言をする機会を得たということでありまして、また審査会で現地を実際に御覧いただいたのは、

事故から2年以上経過した平成25年になって現地調査をしていただいたというような状況でございます。一部から遅過ぎるという非常に厳しい声もあったようでございますし、一方で、25年の5月と6月に現地を見ていただいた結果、四次追補において住居確保損害の賠償の考え方が示されておりまして、これは被災地の実情を十分見ていただいた結果、そうした考えが示されたものだと思っております。現場で様々な状況を見ていただいて判断をいただくというのが非常に重要ではないかというふうに思っております。

当然、この損害賠償というのはどこまでやれば納得いただけるのかという非常に難しい面はあるんですが、現場に来てその声をできる限り反映をしていただく。そこである程度の納得感というものも出てきますし、迅速な賠償という観点からすると非常に難しい面はあるんですが、指針を策定する際には、遠回りかもしれませんが、現場に来ていただいて詳細な現場の声を聞いた上で指針をつくるというような形の方が最終的にはADRでの申立ても少なくなるのではないかと、それから裁判での場面も少なくなるのではないかとというふうに思っておりますので、是非とも先ほど申し上げました迅速な救済は仮払い等で迅速に対応していただく、それから、指針は現場に赴いていただきながら現場の声を十分反映するようなつくりをしていただければ大変ありがたいかなというふうに思っております。

特に賠償の範囲、それから損害額の算定について、被災者の方々の心情に寄り添った論理構成というのは、私は非常に必要ではないかというふうに思っていますので、その辺は是非ともお願いをしたいと思っています。

なお、専門部会のメンバーの方々におきましても、今回こういった議論をされるに当たって原子力事故の実情を踏まえられるということであれば、是非とも被災地に直接足を運んでいただきながら、それから被害者の方々から多様な損害の実情というものを聴取していただきたいというふうに思っております。

15ページになります。3点目になりますが、今回当県において発生した原子力事故でございます。

これまで5兆円の損害が発生しております。被害者の損害は当然最後まで確実に賠償されるべきでありますので、莫大な賠償の原資をどのように確保すべきなのかをしっかりと検証していただきたいというふうに思っております。

私どもとすれば、被害者の立場から言えば、国なのか、電力なのかという議論はいろいろあると思いますが、私どもからすれば、最後の最後まで被害の実態に見合った賠償を確実にやっていただくようなスキームをお願いしたいということに尽きるかと思っております。

す。

16ページ、最後になります。これまで、先ほど六十数回、国と東京電力にお願いを申し上げていたという経過がございますが、主にこういった16ページに記載のことを中心に今までお願いしておりましたが、特に国のポツ1のところにありますように、賠償の対象となる損害の範囲を具体的かつ明瞭に「指針」として示していただきたいというのが、まず一つ大きな要望でございます。

これは個人賠償であります。東京電力と各個人、避難者の方々が相対するわけです。そうすると、東京電力という巨大な組織に対して1人の人が裁判まで持ち込むにしても相当なエネルギーでありますし、そこを個人の力に、個人のところに負わせるというのは非常に酷ではないかというふうに思っていますので、指針のほうで相当詳細までやっていただく。

それから、相当因果関係の立証についても各個人が東京電力と対峙してどれほど立証できるのかという問題がございます。今の段階では、相当因果関係については、ある程度概括的に東京電力が認めているところですが、今後個別賠償、個別の段階に移行すれば、相当因果関係の立証というところが非常に負担になってきますので、そうしたことを踏まえて、被災者、被害者が十分立っていただけるような制度の設計を是非お願いしたいというふうに思っています。

特に私が今、現場にいて非常に感じているのは、相当因果関係の立証というところが重くのしかかっておりますので、その辺は是非ともお願いしたいというふうに思っています。

それから、国のポツの三つ目、これも繰り返し申し上げましたが、賠償だけでは対応できませんので、各種支援策というものを国が最後まで責任を持ってお願いをしたいということ。それが相まっていかないと、最終的には被害者の救済には到達できないのではないかというふうに思っております。

それから、東京電力に対しては、特にポツの二つ目です。「指針」というのは、これは指針にも書いてありますが、賠償範囲の最小限の基準であるということで、どうしても東京電力は指針を金科玉条のごとく振りかざして、これで規定されているので、これまでしか出せませんというのは往々にしてございます。これは最小限の基準でありますので、当然個別の損害の対応も含めて被害の実態に見合った十分な賠償をいかにさせるかというところも損害賠償制度の中では是非とも御議論いただければ大変ありがたいなというふうに思っております。

最後に、今回の政府の新たな対応策で損害賠償、精神的損害、平成29年3月までに避難

地域を解除する、それから営業損害についても、2年間分をとりあえず一括賠償するという事で、いずれもどうも賠償が終わった感、終わり感を出しているようなイメージがしますが、私どもは以前も国、東京電力に対しても主張させていただきましたが、この2年間分の営業損害の賠償、それから避難地域の解除、2年間というものには損害賠償の終わりではなくて、2年間の間に確実に避難地域が解除できるような生活環境の整備をする期間、それから生活再建、それから個人、それぞれの事業者の方々の事業が再建する期間だということでありまして、その2年間でこうした状況が達成されなければ、この枠組みそのものが崩れるということを常々申し上げておりますので、そこは是非、損害がある限り賠償は続けるという原則の中でそうした措置だということをあえて今回また申し上げさせていただきますと思っています。

雑駁ではありますが、私からは以上であります。よろしく申し上げます。

(濱田部会長) ありがとうございます。福島県のほうでの事故による損害への対応方を通じたいろいろな御経験で大変貴重なお話をお伺いさせていただいたと思います。

これは申すまでもないことでございますけれども、この専門部会では今後発生し得る事故に適切に備えるための制度を議論していくということでございますので、現在進められている賠償に影響することはないよう御配慮いただければと存じます。

それでは、ただいまの御説明について、まず先ほどの事務局のほうの説明からについても申しておりましたが、まずは今の福島県のほうからの御説明について御質問等をいただければと思います。いかがでしょうか。

どうぞ。

(崎田委員) ありがとうございます。鈴木副知事、いろいろとお話しいただきまして、ありがとうございます。

私は、事故の後、除染とか環境回復とか、そういう分野で地域の方と行政の皆さんたちのつながりをつくる場づくりのコーディネーターなどをずっとやってまいりました。ですから、この原子力損害賠償の分野というのは私も実は専門家ではないんですけれども、そういう中で今日のお話、最初の事務局のお話と今のお話を伺っていて、一番最初の初期の対応をどうするかというのは大変重要で、私も地域の方からお話を伺って、最初の仮払いが1か月半というのはやはり長い。本当に着の身着のまま、その日の服装でそのまま出ただけの方が大変多くいらっしゃる中で大変遅いという印象を持っていますので、先ほどの御提案のように、この辺のところを制度としてきちんと入れていくというのは大変重要だと感じ

ました。

それともう一点、今まだ避難されている方にとっては大変申し上げにくい単語ですが、どうやって多くの方に納得していただきながら、この損害賠償を収束させていくのかという、そういうところの視点を考えていくというのは、制度設計の中で大変重要だと思っています。そういう中で、もしよろしければ後ほどコメントいただきたいのは、多くの方が裁判とか、そういうのになると、10年、20年、30年かかる可能性もあるわけで、できるだけ早くご自分たちの暮らしを再建するというふうになっていただくために納得感ある賠償にしていくためにどうしたらいいか。というところから振り返ってみると、今こういう途中の過程で何がもっと必要なのかとか伺いたい。それは今の制度には大変申しわけないですが、今後の制度設計を考えるときには大変必要なのではないかなと思っていますのでコメントいただければありがたいと思っています。よろしく願いいたします。

(鈴木副知事) 1点目の1か月半は長いという実感を共有いただきまして、本当にありがとうございます。

繰り返しますが、初期の対応というのは非常に重要でありますし、資金手当てについては制度的にそういったことをできるような制度を是非早急をお願いしたいと思っています。

それから2点目です。振り返って初期からどうすればいいかということでもあります。

先ほど他の委員の方もおっしゃいましたように我々も同じで、最終的には元の生活に戻りたいというのが基本であります。ただ、地域によっては戻れない地域もまだありますが、そうしますと、生活再建、事業再建をいかにスピード感を持ってやるかということに尽きると私は思っています。

それで今思えばなんですが、事業再建については、今回避難地域内の8,000社に対して個別対応しようということで、実は来月あたりから国と県と事業者等でチームを組んでやるスキームができました。そういうことを、最後は一人一人、一つ一つの事業の方々の再建に尽きるわけでありますので、個々人になると十数万人になるんでかなり大変なんです。最初からきめ細かい、そうした視点を持って個別対応を視野に入れて、国、県、市町村、それから民間団体等も含めてチームをつくって個別に回って対応していくと。再建されるまでそれに対応していくというような制度、体制が必要ではないかなというふうに私は思っています。

遅きに失した感はございますが、今回事業者、事業再建からそういうことをやるというこ

とになっていますので、その成果に私どもは期待をしているところであります。

(崎田委員) ありがとうございます。

(濱田部会長) ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

(高橋委員) 今の論点も関係することを申し上げます。私は原賠審の委員でもあったのですが、その審議の過程の中でも、国の施策も検証してやっていただく必要があるということをおねがね申し上げてきました。その関係において、将来的に漏れのない救済のあり方を考えるときには、政府の施策がどうだったのかということの検証もどこかでしておかなければいけないと思っています。

従いまして、事務局におかれましては、賠償のご紹介が終わった段階で、施策についてはどうであったのかをまとめて振り返っていただく場を設けていただければと思います。よろしくをお願いします。

(濱田部会長) ほかにいかがでしょうか。

どうぞ。

(清水委員) 今の高橋委員の意見に賛成です。原子力賠償制度についての議論をしているわけですから、意見の開陳議論、賠償制度が中心になるのは当たり前なんですけれども、結局この問題を振り返って考えるときに、「賠償」に余りにも多くのことが期待され、「相当因果関係」があるかないかというところで外れるか外れないかという議論になる。被災者の立場から言うと視点が違うわけです。賠償もさることながら、その地でか、あるいは離れた地でか、生活の再建、事業の再建ができるかできないかということに関わるわけで、そのシステムは賠償の問題とは表裏一体かもしれないけれども、実は違うわけです。

そうすると、まさにそこでの国、都道府県、市町村の対応は、情報の共有、あるいはそれについてとるべき施策のコンセンサス共有というのは、正直言って当時なかったと言ったほうがいい。国は県・市町村、県は市町村・国を、市町村は県と国をお互いに見てというところで、みんなどちらかと言えば譲り合いの美しい状況になっていた。こういうところでは、ここはよくよく考えなければならない。

特に例えば発災後、5月の段階で避難8町村の住民調査で、結局何年の年数と見通しとの関係で、どこでどのように自分の生活を再建するかはもう決まるといえることは、ほぼはつきりしていた。年数と情報と見通しの共有ができたかできなかったというのがこの問題をより複雑にしてきた要因だというふうに私は思います。

そういう意味で、ここでの御議論としては、賠償制度の議論をする再建の見通し、構想ということをは是非メインに置きながら、そこにおいて、こういう事故があったときの対応についても含めて御議論をしていただければなというのが1点目です。

それで、2点目の原賠法3条1項ただし書きの件に関して、私の意見を申し述べたいと思います。

3条1項の問題、あるいはその適用の問題は先ほど御説明がございましたように、いわゆるまさに「異常に巨大な天災地変」ということになるわけですが、別な視点で考えた場合に、ただし書きの適用ということになった場合に、事業者として、まさに政府がそう判断したら、事業者はそれに対して、いや違うという抗弁をされる。抗弁をされるとすれば、例えば全電源喪失とか、あるいは福島第二で起きたこと、あるいは女川で起きなかったことも含めて、あるいはもっと幅広く言えば、2000年ごろから様々な溢水関係、インドのマドラスでの溢水事故とか、そのあたりも含めて事業者自身がそれは不可抗力であったと本当に言えるのかをきちんと抗弁で出されるべきだろうというふうに私は思っていました。

これはいずれにしても裁判で確定される話でありましょうけれども、その部分は1項ただし書きの議論をするときには念頭に置いておかなきゃならない、私はそう思います。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。今後の議論への御示唆もいただきましたが、ほかにかがでしょうか。

先ほどの事務局からの説明についての御質問も含めて頂戴できればと思います。

どうぞ。

(遠藤委員) ありがとうございます。事務局からの詳細な御説明をいただき、また現場で腐心をされている福島県の御説明も頂戴して、今日は非常に有意義な機会をいただいたと存じております。

今日議題に上ったJCOおよび福島の実際に起きた事故の賠償、そして今後の備えとしての賠償制度について、意見を申させていたいただきたいと思います。JCOの事故の経緯について、詳しく御説明いただきましたが、実際の賠償額の154億円の中から賠償措置額である10億円を引いて144億円が残ったわけですが、本来であれば、16条が発動することによって、国家の支援の発動について問われるべき状況がこのJCOの事故であったということになると思います。原賠法にのっとり透明性かつ合理性の高い解決がなされ

るはずだったのですが、ここでは住友金属鉱山という親会社が賠償を肩代わりすることによって、政治的な解決が図られてしまった。つまり、原賠法において事業者の厳格責任に対して、国の責任の在り方というものが曖昧であるという指摘を、制定時に数多くの民法学者から受けながら、このJCOの事故をもつてもなお、事故の当事者の資力を超えた場合の国の援助のあり方を明確化する変更が原賠法についてなされなかったということが一つの教訓として残されたのだと思います。

そして、原賠法の曖昧さを引きずったまま東京電力の過酷事故というものが起きてしまった結果、支援機構法が作られ、国の支援のあり方について具体的に示され、国の間接支援を受けて、債務超過を回避しながら東京電力が賠償するという仕組みができたのが今回の事故後の原賠制度の大きな変更点でした。

福島事故の賠償は、東電だけではなく他電力の電力を使用している電力利用者も原子力発電の受益者として東電の賠償の一部を実質的に担っていますし、交付国債の金利分については納税者が負担をしている構図になっていると思います。

では、JCOと福島を教訓にしながら、新しい制度はどうつくっていくべきなのか。それは前回も申し上げましたし、一部の皆様と問題意識を共有をできていると思うのですが、国と民間の事業について負担の割合を定めることによって、事業者の予見可能性を上げていくことが、原子力事業を継続していく場合には必要だと考えております。

今後の賠償制度の設計の中で予見可能性を上げていくためには、民間事業が原子力事業を継続するという前提においては、やはり何らかの形での有限責任を担保しなくてはならないと思われまます。

今日のご説明にもありました、3条ただし書きですが、非常に比喩的な表現がされているが故に、福島事故でも適用を巡っていろいろな議論を呼びました。これは明確な基準を定義しておかなければ、原子力事業者の信用度ということがはかれない、与信ができないという予見性の問題に繋がります。今回の福島事故においては、納税者と電気利用者に加え、本来、金融債権者や株主も賠償の実質負担者として登場していなければならないと思われまますが、今回は外れている。過酷事故の場合の倒産リスクも踏まえた信用供与を行うためにも、事業の予見可能性を高めるための法整備を行っていかなくてはならないのではないかと考えています。

以上でございます。

(濱田部会長) ありがとうございます。今後の議論にいろいろ論点をいただきました。

どうぞ。

(高橋委員) たびたびで申しわけございません。

ただいま JCO のお話が出ました。しかしながら、JCO の場合における国と事業者の責任の在り方についての問題性格と、今回の東電事故における国と事業者の責任の性格の在り方とは、私はかなり違うと思います。JCO の場合は、明らかに作業規程に反した、違法な作業が行われて、ああいう事故になったわけです。

また、私は、国と事業者の責任の在り方を一般的な形で決め切ってしまうのはどうかと考えます。事故の性格、事業者の規模等、個別的な要素があまりにも多く、この問題をあらかじめ法の枠組みできちんと決め切ってしまうということは危険な場合があるのではないかと私は思っています。放射性物質の汚染の除去、除染の問題も賠償の一環だと思いますが、今回の除染の在り方というのも、今回の事故に応じて除染の在り方を決めたということであります。これを恒久法にするとか、いろいろな議論があるわけですが、そこはかなり慎重にお考え頂きたいと思えます。事故というのは予想ができない形で起きますので、今の段階で、一般的に事故の性格はこうだと決めてしまうのはどうかと思っております。この点は、これから議論していただきたいと思っております。

それから、有限責任の議論が出ております。有限責任の議論はきちんとすべきだと私も思います。しかしながら、他方で、事業者のモラルハザードを惹起しないためには、どのような法制度が良いのか、ということは慎重に考えなければいけないと思えます。その辺は、是非、専門的な議論が始まると思えますので、そこにおいて、きちんと議論して頂きたいと思えます。

それから、さらに申し上げることになり恐縮です。第三点。先ほどの加藤委員と事務局とのお話の中で、加藤委員が環境問題についての制度も紹介してほしいというお話がありました。これについては、事務局のほうからお答えがなかったと思えます。

しかしながら、今回の法制度改正で、原子力法体系は環境法体系に組み込まれました。そういう意味では、放射性汚染物質の汚染の問題は、広い意味での環境問題の一つとなりました。そして、我が国は深刻な公害の中でいろいろな形での救済の制度、そして、その中で国がどうやって責任を果たすのかという点について様々な法制度を発展させてまいりました。例えば、金への鉍害の制度はその一つです。典型的な公害と放射性物質の汚染とは、確かに損害の性格は大分違います。しかしながら、例えば、今回の事故においても関連死の方も出ております。そのような観点からは、環境上の様々な制度、更に言うと、公

害健康被害補償法とか、公害防止事業費事業者負担法の原因者負担金の話であるとか、そういう広い視野でこれから考えていくという機会を、これまた、どこかの回において設けていただければと思います。よろしくお願いします。

(濱田部会長) どうぞ。

(馬場オブザーバー) 被災者の立場から言うと、今回の事故については、まだその教訓は総括できないのではないかと思います。まだ多くの農業者は営農再開していない。再開できて初めて総括ができるのであって、私自身はこの初期動作のところは確かに総括できると思いますけれども、賠償の範囲だって、まだ全て終わっているわけじゃない。そういう面で被災者のほうから見たときに、今まだ賠償請求を続けておられる方々から見たときに、今、副知事が言われたように、まだ続いているわけで、教訓としてあるとすれば、初期動作のところはどうだったんだというところをまずはしっかりと検証していくことが大事なんじゃないかと。賠償の範囲というか、国と東電との関係とか、被災された事業者との関係とかということは、まだ終わっていないですよというふうに思いまして、——国の役割というか、賠償の姿はまだ総括できないんじゃないかということちょっと気になりました、被害にあわれた方々の立場からみて申し上げておきたいと思います。

(濱田部会長) ありがとうございます。

どうぞ。

(辰巳委員) ありがとうございます。一つ論点として忘れていただきたいことがあります。それは2016年の4月から電力の自由化が小口でも始まるということで、その折に、国民の中で、原子力ではない電気を選択して買いたいという人たちが出てくるというふうに思います。その場合に、先ほどの国と電力事業者との配分というお話もあるんですけども、電力事業者がやってくれるのであれば問題ないのですが、国がそれにどこまでサポートしていくかというときの国の負担というところが非常に大きな論点になろうかというふうに思います。是非忘れずに検討のポイントとしていただきたいということです。よろしくお願いします。

(濱田部会長) ありがとうございます。

そろそろ予定しておりました時間ですが、何かございましたら。

どうぞ。

(大塚委員) 先ほどの高橋委員の意見に私も賛成ですが、一言申し上げておきたいと思います。有限責任にするかどうかに関しては、非常に慎重に検討していただきたいと思います。特

に不法行為の損害賠償の機能とか目的との関係も是非議論していただく必要があると思いますけれども、不法行為の機能としては、第1には損害の填補だということは明らかなんです。それ以外にも事故の抑止という機能と制裁という機能があると言われていまして、これは別に私が言っているんじゃないで一般的に言われているわけですが、事故の抑止ということを考えたときには、有限責任にするということは事業者にとって事故の抑止のインセンティブが減るということは確実ですので、その点について是非議論していただく必要があると思っています。

ですから、原発を20から22%にするというのは国のほうの方針で決まっていますが、それはそれでいいんですけれども、しかし、それは事故が起きないようにすることが前提でやっていたことですので、「20から22%にするためには」ということだけを議論の中心にするのはどうかなという感じがいたしますので、その点も含めて是非慎重に御議論いただけるとありがたいと思います。

(濱田部会長) ありがとうございます。

大橋委員、お願いします。

(大橋委員) 手短かに3点だけ申し上げます。今般の非常に甚大な被害に対して賠償の御説明を受けました。賠償に関しては、迅速かつ適正な賠償の実施をいかに行うのかというのが一つの課題だったとの印象を受けました。

迅速と適正というのは必ずしも同じ方向のベクトルにあるものではなく、ときにトレードオフにもなりえるものをどうもっていくのかというのが一つ課題として、特に初動の段階として、浮き彫りになったのかなと思います。適正・適切な賠償をいかに公平、速やかに行うのか。これについて議論をするのは重要かなと思いました。

また2点目ですが、今回の事故は一過性のものでなく、生活の根底を覆されるようなものであったということで、早期の生活再建をいかに行うのが重要な課題と認識を新たにしました。この点は、端的に言えば、賠償と復興事業というものをどう位置付けていくのかというのが一つ課題として残っているのかなというふうに思っています。

3点目ですが、まだ賠償は続いてはおりますけれども、ただ賠償の措置額をはるかに超える賠償金の支払いがあるということは、もう既に明白な話であって、これを考えてみたときに、現在の保険契約あるいは補償契約のカバレッジというのは十分だったのかどうかというのは当然検討されるべき。もう今からでも検討を始めてもいいぐらいの話だと思います。このあたりというのは、議論の俎上に是非のせていくべきなのかなと思いました。

以上です。

(濱田部会長) ありがとうございます。

すみません、住田委員お待たせしました。

(住田委員) 時間の関係で、簡単に申し上げます。電力は国民生活の最重要のインフラの一つであり、非常に公共的色彩が強いものと考えております。その意味で電力事業者に関してどこまでの責任を負わせるかということとともに国の関与をどのようにするか、ということとを今回有限責任論その他、なんらかの形で論点の一つにさせていただきたいと思っております。

それから、弁護士として、今回の損害賠償基準に関心を持っております。まだまだ確定していないケースも多くありますし、特に裁判に移行したものもございまして、今後の先例となりますように、また、裁判でも早期の救済が必要だと思われまので、どのようなことが問題になったかということとをADRのセンターの事例をご紹介させていただきたいと思っております。

今回、精神的被害、苦痛という問題が大きいと考えております。精神、心の問題が身体への健康の被害に及んだということになりますと、今後の予防のためにもそういうような精神的苦痛、損害に対してどういうふうな対応をしていくかということについて、事後的救済や金銭補償だけでなく、迅速できめ細かい対応体制をつくっておくということが必要だと思っております。

最後に除染ですが、原状回復の面で大きな意味のあるところですが、これだけ地域によって進みぐあいが違うというのは若干驚きでございまして、費用対効果の中でどのような有効なものがあったか、進まなかった理由は何か、などについても今後の教訓として残すべきだと思っております。

(濱田部会長) ありがとうございます。

時間の関係でそろそろと思いますが、何か特にとということがございましたら。

よろしいでしょうか。

今日は質疑応答だけではなくて、これから議論すべき論点、そういったことについてもいろいろ御指摘をいただきました。そういうものを踏まえながら、これからの議論をだんだん深めてまいりたいと思っております。ありがとうございます。

それでは、最後に事務局のほうから連絡をお願いします。

(大島参事官) 本日は、議論ありがとうございます。次回につきましては、福島の子という

ことで、ADRセンターでありますとか支援機構を中心に説明をさせていただきたいと思っております。

また、本日の議論の中でいろいろ追加の整理をすべき事項というものもいただきましたので、それにつきましても第4回目以降で順次説明をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

次回の会合の日時、場所につきましては、改めて御連絡をさせていただきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

また、お手元の資料につきまして、御希望がありましたら職場等に郵送させていただきますので、席上にそのままお残してください。

以上でございます。

(濱田部会長) それでは、本日はこれにて閉会いたします。どうもありがとうございました。